

お客様各位

令和7年9月1日

## 確認済証、判定通知書等への押印廃止のお知らせ

日頃より、当センターをご利用いただきまして誠にありがとうございます

令和6年12月27日に公布された「建築基準法及び関係法律の規定に基づき、並びに関係法律を実施するため、建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（国土交通省令第111号）」により、建築基準法等に規定される確認済証、判定通知書等については、押印を不要とする様式へと変更されました（令和7年4月1日施行）。

この省令に基づき、当センターでは令和7年10月1日以降に交付する各種様式について、押印を行わないことといたします。

また、これに関連して、電子申請時の確認済証等の電子交付が可能となりました。電子申請を通じて電子交付をご希望される場合は、確認済証等を電子で交付いたします。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### ●押印廃止について

開始日 : 令和7年10月1日

対象業務 : 確認検査業務、構造計算適合適判業務

その他の業務につきましても、準備が整い次第、順次対応を予定しています。

※ 建築物エネルギー消費性能適合性判定業務、住宅性能評価業務は、令和7年4月1日から押印廃止をしています。

### ●電子申請における確認済証等の電子交付について（電子交付を希望する場合に限る）

開始日 : 令和7年10月1日

対象業務 : 確認検査業務、構造計算適合適判業務、建築物エネルギー消費性能適合性判定業務

その他の業務につきましても、準備が整い次第、順次対応を予定しています。

以上



公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター

建築審査部